

令和8年度学びの環境づくり支援業務仕様書

この仕様書は、下記の委託業務を実施するにあたり、必要な事項を定める。なお、仕様書の取り扱い、または、仕様書の内容について疑義が生じた場合は、事務局の指示によるものとする。

1. 業務名

令和8年度学びの環境づくり支援業務（以下、「本業務」という。）

2. 目的

本業務は、これまで宇陀市が取り組んできたエストニアとの交流で得た知見やネットワークを活かし、人口減少や社会変化が進む中においても、将来の社会を支える人材が育つ仕組みを宇陀市に形成し、子どもたちが地域や社会の課題に主体的に関わりながらソーシャルアントレプレナーシップ(挑戦・創造・協同等)を学ぶ環境を整備することを目的とする。

3. 業務内容

受託者は、宇陀市が提供するエストニア連携により得られたソーシャルアントレプレナーシップ教育の知見を活用し、以下の業務を実施すること。

(1) 学びの環境設計及びプログラム構築

- ・ 宇陀市版ソーシャルアントレプレナーシップ教育プログラムの設計
- ・ 年間運営計画の策定
- ・ 対象年齢・発達段階に応じたプログラムの体系化
- ・ デジタル等の活用を含めた継続的学習環境の構築

(2) 運営プログラムの作成及び関係者調整

- ・ 学びの場の具体的な実施プログラムの作成
- ・ 教育機関、地域団体、関係事業者等との組織的な連携調整
- ・ 講師・指導者（メンター）の確保及び配置
- ・ 安全管理体制の整備

(3) 学びの場の運営

- ・ 月1～2回程度の計画的な実施
- ・ 子どもが主体的に学び・挑戦できる環境の提供
- ・ 実践的（課題解決型・プロジェクト型）プログラムの実施
- ・ 参加者の募集・管理

(4) 伴走型支援の実施

- ・ 学びの場に参加した子どもへの継続的支援
- ・ 個々の関心やテーマに応じたプロジェクト支援

- ・ メンタリング体制の構築
 - ・ 成果発表機会の創出
- (5) 市民向けプログラムの企画運営
以下のプログラムを企画運営すること。
- ①ソーシャルアントレプレナーシップの理解促進等を図るワークショップ
- ・ 月1回程度開催
 - ・ ソーシャルアントレプレナーシップへの理解促進及び裾野拡大を目的とする内容
- ②ビジネスの基礎知識習得を図るプログラム
- ・ 年2回程度開催
 - ・ 起業・事業創出の基礎知識を学べる内容
- (6) 人材育成プログラムの実施
以下のプログラムを実施すること。
- ①指導者（メンター）養成講座
- ・ 年1回以上開催
 - ・ 地域内で持続可能な指導体制の構築を目的とする
 - ・ 受講者が相互に学び合う実践的プログラム
- (7) 広報・情報発信の実施
- ・ 事業の取組内容及び成果の発信（SNS、WEB等）
 - ・ 宇陀市のブランド力向上及び移住定住促進への寄与を意識した情報発信
 - ・ 成果事例の整理及び外部発信
- (8) 宇陀市との協議の実施
- ・ 月1回程度開催
 - ・ 業務の進捗状況、今後の進め方等に関する協議
- (9) 成果の取りまとめ
- ・ 年間報告書の作成
 - ・ 各種プログラムの効果検証
 - ・ 次年度に向けた改善提案

4. 業務実施体制

- ・ 業務責任者を1名配置すること。
- ・ 教育・人材育成・起業支援等の知見を有する人材を配置すること。
- ・ 適切な安全管理及び個人情報保護体制を整備すること。

5. 成果物

受託者は以下の成果物を書面（正副2部）及び電子データにより提出すること。

- ・ 年間事業計画書

- ・ 各種プログラム実施報告書
- ・ 広報実施記録
- ・ 年間成果報告書（分析や提言含む）
- ・ 宇陀市との協議録

※提出方法及び形式は別途宇陀市の指示による。

6. その他

- (1) 受託者は、関係法令を遵守しなければならない。
- (2) 受託者は、本業務中に入手した情報を正しく管理し、漏洩及び不正使用が行われないよう必要な措置を講じなければならない。また、個人情報の保護については、宇陀市個人情報保護条例（平成18年宇陀市条例第254号）を遵守しなければならない。
- (3) この仕様書に定めるもののほか必要な事項が生じた場合は、その都度協議するものとする。